

**改正**

平成19年3月30日

平成21年4月1日

平成24年10月1日要綱第216号

平成26年1月1日要綱第4号

平成29年4月1日要綱第16号

武蔵野市ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、武蔵野市ホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

**第2条** ホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）は、バナー広告（ウェブページに貼る画像で、クリックすることで他のウェブサイトへのリンクをすることができるもの（以下「バナー」という。）による広告をいう。）とし、その内容が次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の広報媒体に掲載することにより、その公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業又はこれらに類する営業に関するもの
- (5) 消費者金融、債権回収等に関するもの
- (6) 人権侵害、信用棄損、業務妨害等を引き起こすおそれのあるもの
- (7) 投機的内容又は射幸心を著しくあおる内容であるもの
- (8) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 各業界の自主基準に定める表示事項を適切に表示していないもの
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に

掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織(以下「暴力団等」という。)の利益になるもの

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告として適当でないと認めるもの

(広告主の範囲)

**第3条** 次の各号のいずれかに該当する営業を営む者は、ホームページへの広告の掲載をすることができない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗に反する営業

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業及びこれらに類する営業

(3) 消費者金融、債権回収等に関する営業

(4) 投機的内容又は射幸心を著しくあおる内容に関する営業

(5) 暴力団等の利益となる営業

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める営業

2 国税又は地方税を滞納している者は、ホームページへの広告掲載をすることができない。

(広告の掲載)

**第4条** 広告は、ホームページのトップページその他市長が指定するページに掲載する。

2 広告の掲載位置は、広告欄の上段左側から順次下段右側へ設ける。

(広告の掲載順序)

**第5条** 広告を掲載する場合の掲載位置の順序は、当該掲載をする月の前月までの連続する掲載期間が長い広告(同一の申込者による同一の内容の広告に限る。)を先の順位とする。

2 前項の場合において、当該掲載をする日までの連続する掲載期間が同じときは、当該掲載をする申込期間が長い広告を先の順位とする。

3 前項の場合において、当該掲載をする申込期間が同じときは、当該掲載するための第9条の規定による提出(以下「申込み」という。)の日が早い広告を先の順位とする。

(バナーの規格)

**第6条** バナーの規格は、次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定める規格とする。

(1) 大きさ 天地52ピクセル 左右180ピクセル

(2) 情報量 4キロバイト以内

(3) 情報形式 GIF形式(アニメーションGIFを除く。)

(4) コントラスト比 背景色と文字色とのコントラスト比4.5対1以上(ロゴマーク等の意匠が

あらかじめ定められている部分を除く。)

(広告の掲載料)

**第7条** 広告の掲載料は、次の各号に掲げるページに応じて、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) トップページ 月額30,000円
- (2) 市長が指定するページ 月額10,000円

2 前項の規定にかかわらず、前項第1号に掲げるページにおいて掲載の期間が連続する12か月となる広告に係る当該期間における掲載料は、同項の規定により算定した額から同項第1号に掲げる1か月分の掲載料の額を減じた額とする。

(広告の募集)

**第8条** 広告の募集は、武蔵野市報及びホームページへの掲載その他市長が必要と認める方法で行う。

(広告掲載の申込み)

**第9条** ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、武蔵野市ホームページ広告掲載申込書（第1号様式）、広告原稿の案その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(掲載広告の決定)

**第10条** 市長は、前条に規定する申込みがあったときは、次条第1項の審査委員会による審査を経て掲載する広告を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定について、武蔵野市ホームページ広告（掲載・不掲載）決定通知書（第2号様式）により、申込者に通知する。

(武蔵野市ホームページ広告審査委員会)

**第11条** 市長は、前条第1項の審査を行うため、武蔵野市ホームページ広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、総合政策部長、総合政策部秘書広報課広報担当課長、総務部自治法務課長、財務部財政課長、市民部生活経済課長及び子ども家庭部児童青少年課長の職にある者で組織する。

3 審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は総合政策部長の職にある者をもって充て、副委員長は総合政策部秘書広報課広報担当課長の職にある者をもって充てる。

(掲載料の納付)

**第12条** 第10条第1項の規定により広告の掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに当該広告の掲載料を、原則として一括して納付しなければならない

い。

(広告原稿の作成及び提出)

**第13条** 広告原稿は、広告主が作成し、市長が指定する期日までに市長に提出するものとする。

(広告の掲載期間)

**第14条** 広告の掲載期間は、月単位とし、1回の申込みにつき12か月を限度とする。

2 広告の掲載期間は、当該掲載を開始する月の最初の開庁日の午後2時から当該掲載を終了する月の翌月の最初の開庁日の午後2時までとする。

3 前項の掲載期間中、市の都合によりホームページを停止したときは、当該停止した時間数を24で除して得た数(その数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。)に相当する日数について掲載期間を延長するものとする。

(広告主の責任)

**第15条** 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告原稿の作成に要する経費は、広告主が負担するものとする。

3 広告主は、広告の掲載に係る事項について変更しようとするときは、速やかにその旨を市長に届け出るものとする。広告の掲載を中止しようとするときも、同様とする。

(広告掲載の決定の取消し)

**第16条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告主が、指定する期日までに広告の掲載料を納付しなかった場合

(2) 広告主が、指定する期日までに広告の原稿を提出しなかった場合

(3) 広告内容が、第2条各号のいずれかに該当することとなった場合

(4) 広告主の営む営業が、第3条の規定に該当することが判明した場合

(掲載料の返還)

**第17条** 既納の掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰することができない事由により、広告を掲載することができなかったときは、この限りでない。

(その他)

**第18条** この要綱に定めるもののほか、ホームページへの広告の掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

## 付 則

この要綱は、平成18年10月30日から施行する。

付 則（平成19年 3 月30日）

この要綱は、平成19年 3 月30日から適用する。

付 則（平成21年 4 月 1 日）

この要綱は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成24年10月 1 日要綱第216号）

この要綱は、平成24年10月 1 日から施行する。

付 則（平成26年 1 月 1 日要綱第 4 号）

- 1 この要綱は、平成26年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条及び第 7 条の改正は、同年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 7 条の規定は、平成26年 4 月 1 日以降に掲載する広告について適用する。

付 則（平成29年 4 月 1 日要綱第16号）

- 1 この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の武蔵野市ホームページ広告掲載取扱要綱第 2 条及び第 6 条の規定は、この要綱の施行の日以降に同要綱第 9 条の規定により申し込む広告について適用する。

**第 1 号様式（第 9 条関係）**